

わが国企業の事業継続能力の向上に向けた 政府の取り組み

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)

山口博史

やまぐち ひろし



BCPとBCCMの意義

2011年3月に発生した東日本大震災による経済活動への影響は、サプライチェーンを介して、国内のみならず、海外の企業にまで及んだ。このように大規模災害が発生し、企業活動が滞ると、その影響は各企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与え、さらには、取引関係を通じて他の地域にも影響を与えることが懸念される。

このため、災害時における企業の事業活動の継続を図る事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定、および有事にBC

Pを的確に実施するための平時における経営戦略である事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management)の普及を促進することは、わが国社会や経済の安定性の確保と海外から見たわが国企業の信頼性向上のために極めて重要である。本稿では、BCPの策定促進に重点を置き、述べることにしたい。

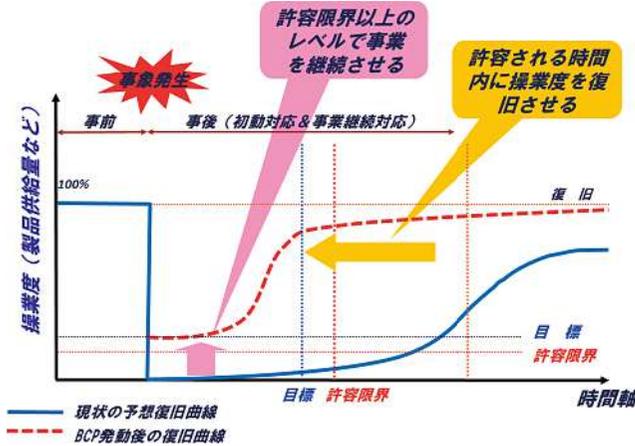
事業継続ガイドライン

内閣府では、企業をはじめあらゆる組織におけるBCPの策定を促進するため、2005年に「事業継続ガイドライン」を策定した。

このガイドラインは、業種・業態・規模を問わず、全ての企業・組織を対象とし、BCP・BCMの概要や必要性等を示すとともに、企業・組織間や地域内外での連携を促し、企業・組織、産業全体など、わが国全体の事業継続能力の向上を目指すものである。

自然災害に加え、大事故、感染症のまん延(パンデミック)、テロ等の事件、サプライチェーン途絶など、企業・組織の事業に中断をもたらす可能性がある、あらゆる発生事象について適用が可能であり、オールハザード型の考えを組み入れている。また国際的な規格や諸外国での取り組みとも基本的な考え方が

図表1 事業継続計画(BCP)の概要



提供：内閣府

合致するように策定している。
同ガイドラインは、実用性向上の観点や企業を取り巻く環境変化等を踏まえ、有識者ら交えた「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」における検討等を受けて、これまで4回改定している。

直近の第5版(2023年3月改定)では、感染症のまん延や働き方の変化などを踏まえ、従業員にとって身体的・心理的に安心・安全

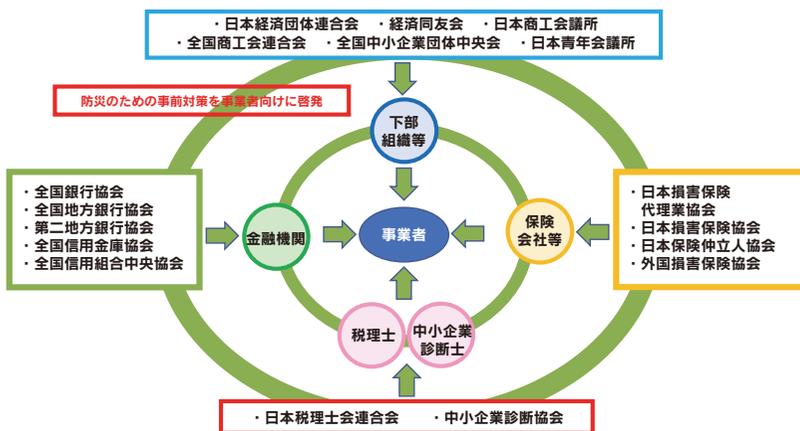
な執務環境を提供すること、安全を考慮した多様な働き方を導入することや、テレワークにより事業を継続する際には情報の取り扱いや情報セキュリティ管理についても考慮することなどを追記している。

BCPの普及・啓発に向けた取り組み

同ガイドラインの策定・改定に加え、内閣府では「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」を2007(平成19)年度から継続して実施している。同調査は、国内各企業の事業継続・防災にかかる取組状況やBCPの策定状況等の実態を把握し、さらなる取組み促進策等を検討するための基礎資料を得ることを目的としている。そして調査結果を「防災経済コンソーシアム」などの枠組みを通じて経済団体・業界団体等に発信し、その協力を得て事業者に面的かつ継続的に働きかけることにより、BCPの普及・啓発に取り組んでいる(図表2)。

直近となる2020年度調査でのBCP策定率は、大企業では2019年度の68.4%から70.8%へ、中堅企業では同じく34.4%から40.2%へといずれも上昇するなど堅

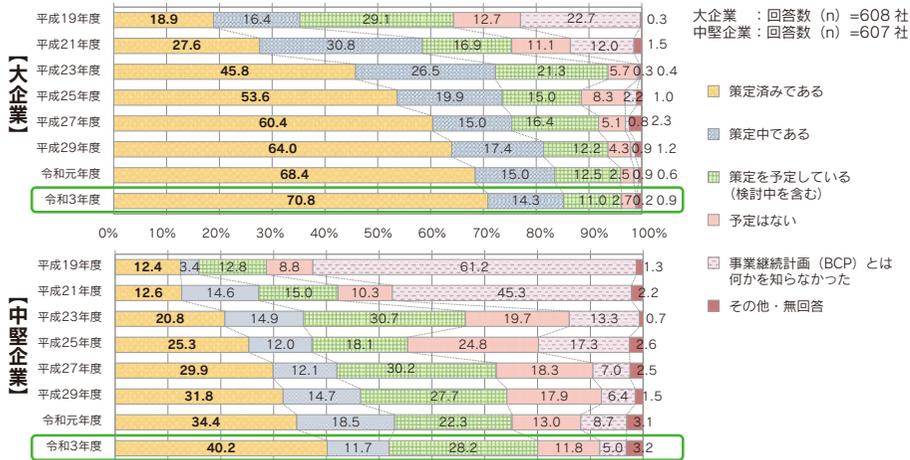
図表2 防災経済コンソーシアムの概要



提供：内閣府

調に推移している。しかし、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震にかかる防災対策推進基本計画で定める「大企業の割合を100%に近づけ、中堅企業の割合50%以上を目指す」との目標を達成するには、さら

図表3 国内企業のBCP策定率



※本調査での「大企業、中堅企業」は、日本銀行統計局「業種別貸出金における法人の企業規模区分に関する定義」を採用
出所：内閣府調査「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査(令和3年度)」

なる取り組みが必要である(図表3)。

このため、特にBCP未策定の中堅・中小企業に対しては、発生事象とそれに伴う災害リスクを絞って想定するなど、まずはBCP策定へ

一歩踏み出してもらうことに重点を置き、防災

対策・事業継続強化の取り組みをわかりやすく伝えるパンフレットの作成を進めている。また、中小企業庁においても、事業継続力強化

計画認定制度を2019年に創設し、中小企業の簡易版BCPの策定を推進している。さらに、内閣府では防災対策や事業継続能力の強化に向けた活動を活発に行っている事業者を取材し、企業価値向上に資する視点も踏まえた好事例集の作成を開始している。これらの促進ツール類を整備のうえ、経済団体・業界団体等の協力を得ながら、事業継続能力強化に向けた説明会や普及・啓発活動を進めていきたいと考えている。

レジリエンス認証

内閣官房国土強靱化推進室では、様々な災害発生などへの備えとして「事業継続(自助)」に関する取り組みを積極的に行う団体を認証する「国土強靱化貢献団体認証(レジリエンス認証)制度」を2016年に創設した。2018年には、社会・地域でのコミュニティ活動なども評価対象に含め、「国土強靱化貢献団体(+共助)」として認証する仕組み

を追加している。

レジリエンス認証は、同室が策定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づいて一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会が行っている。認証取得団体は同協議会および内閣官房国土強靱化推進室のウェブサイトで公表されるとともに、認証・登録証とレジリエンス認証マークが付与される。認証制度の普及によって、事業継続に向けた積極的な取り組みを広げ、社会全体の強靱化を進めていきたい。

自然災害の激甚化・頻発化が進み、南海トラフ地震や首都直下地震の発生確率が高まる中、大規模災害による経済的被害の軽減を図る観点からも、企業におけるBCP策定促進やBCMの普及促進を通じて、社会全体の事業継続能力の向上を図っていくことが重要な課題である。経団連および会員企業の皆さまのこれまでのご尽力に敬意と謝意を表するとともに、引き続き、防災・事業継続能力強化に関する取り組み推進へのご理解・ご協力をお願いしたい。

(注)2023年7月時点で298団体が国土強靱化貢献団体(うち191団体は「+共助」認証を受ける)に認証